

石川町公告 第 49 号

地域計画変更（案）を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、下記のとおり公告・縦覧する。

令和7年9月8日

石川町長 首藤 剛太郎

1 地域計画変更（案）を作成した地区

- (1) 母畑地区（母畑第1集落、母畑第2集落、母畑第3集落、母畑第4集落、湯郷渡川前集落、湯郷渡前組集落、出戸北山集落、入北山集落）

2 縦覧場所

石川町役場 農政課

石川町字長久保185番地の4

3 縦覧期間

令和7年9月8日～令和7年9月26日

4 意見書の提出方法等

意見書は日本語に限り、郵送又は持参により縦覧期間満了の日までの提出とする。意見書には個人の場合にあっては住所、氏名、職業を、法人にあっては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。なお、地域計画書（案）の利害関係者以外は意見書を提出できない。